ひろき訪問看護ステーション　　**重要事項説明書**(医療)

1　法人の概要

名称・法人種別	医療法人　篠原湘南クリニック
代表者名	篠原　裕希
所在地・連絡先	（住所）　神奈川県藤沢市鵠沼石上３－３－６ （電話）　０４６６－２２－７１１１ （FAX）　０４６６－２２－７１１２

2　事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	ひろき訪問看護ステーション
所在地・連絡先	（住所）　神奈川県藤沢市鵠沼石上３－３－６ （電話）　０４６６－５５－３８１０ （FAX）　０４６６－５５－３８２０
ステーションコード	２２９００６２
管理者の氏名	小島　麻衣子

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種		人数
管理者		常勤1名　看護師と兼務
訪問看護員	看護師	2名以上
	准看護師	
	理学療法士	適当数 （必要に応じて雇用する）
	作業療法士	
	言語聴覚士	
事務職員等		適当数

(3) 事業の実施地域

事業の実施地域	藤沢市（片瀬・鵠沼・辻堂・村岡・藤沢地区） 鎌倉市（腰越・津西・西鎌倉）

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日

営業日	月曜日～金曜日　※祝日・年末年始（12月31日～1月3日）は休業致します。
営業時間	8：30～17：30（サービス提供時間9：00～17：00）

3 サービスの内容

心身のリハビリを行いながら在宅生活をその人らしく送れる様､生活の質にスポットを当て援助させて頂きます。

＜円滑に訪問看護を実施すためのお願い事項＞

・訪問をキャンセルする場合は、できるだけ前日までにご連絡ください。

・事業者に対する心づけはお断りしています。

お茶やお菓子、お礼の品物等を受け取ることも禁止しております。

・ペットのご協力をお願いします。

大切なペットを守るため、また、安全にケアを行うために、ご配慮をお願いすることがあります。

4 費用

(1)医療保険対象サービス

利用者負担金は、医療保険各法の法定利用料に基づく金額です。

保険の種類によってご負担額が異なります。

（単位は円）2026/6 改定

○訪問看護基本療養費	○訪問看護管理療養費	合計	1 割	2 割	3 割
週 3 回まで 5,550（初日）	訪問看護療養費 1 7,710（月の初日）	13,260	1,326	2,652	3,978
5,550（2 日、3 日目）	訪問看護療養費 1 3,010	8,560	856	1,712	2,568
週 4 日以降 6,550	訪問看護療養費 1 3,010	9,560	956	1,912	2,868
難病等複数回訪問加算 同一建物内 1 人又は 2 人 1 日 2 回　4,500 1 日 3 回以上　8,000 同一建物内 3 人以上 9 人以下 1 日 2 回　4,000 月 20 日まで　7,200 月 21 日以降　6,900		 4,500 8,000 4,000 7,200 6,900	 450 800 400 720 690	 900 1,600 800 1,440 1,380	 1,350 2,400 1,200 2,160 2,070
緊急訪問看護加算 月 14 日目まで　2,650/日 月 15 日目以降　2,000/日		 2,650 2,000	 265 200	 530 400	 795 600
長時間訪問看護加算 5,200		5,200	520	1,040	1,560
複数名訪問看護加算 同一建物内 1 人又は 2 人 看護師 2 名　4,500 看護師+その他の職員 3,000 同一建物内 3 人以上 9 人以下 看護師 2 名　4,000 看護師+その他の職員 2,700		 4,500 3,000 4,000 2,700	 450 300 400 270	 900 600 800 540	 1,350 900 1,200 810
夜間・早朝訪問看護加算 2,100		2,100	210	420	630
深夜訪問看護加算　4,200		4,200	420	840	1,260
	24 時間対応体制加算 6,800/月	6,800	680	1,360	2,040
	特別管理加算 1 月　2,500 又は 5,000	2,500 又は 5,000	250 又は 500	500 又は 1,000	750 又は 1,500

（単位は円）2026/6 改定

○訪問看護基本療養費	○訪問看護管理療養費	合計	1 割	2 割	3 割
	退院支援指導加算　6,000 退院支援指導加算(長時間) 8,400	6,000 8,400	600 840	1,200 1,680	1,800 2,520
	退院時共同指導加算 8,000/回 特別管理加算対象者 +2,000	8,000 10,000	800 1,000	1,600 2,000	2,400 3,000
	在宅患者連携指導加算 3,000/月	3,000	300	600	900
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算　月2回　2,000	2,000	200	400	600
	看護・介護職員連携強化加算　1月　2,500	2,500	250	500	750
	訪問看護医療DX情報活用加算　1月　50	50	5	10	15
	訪問看護医療情報連携加算 1月　1,000	1,000	100	200	300
訪問看護情報提供療養費1,2,3　1月　1,500		1,500	150	300	450
訪問看護ターミナルケア療養費　25,000		25,000	2,500	5,000	7,500
訪問看護ベースアップ評価（Ⅰ）　月1回		1,830	183	366	549
訪問看護物価対応量　（月の初日） （月の2日目以降）		60 20	6 2	12 4	18 6

○その他料金
・エンゼルケア料　　13,000円（保険適応外）

(2) 交通費

２の(3)の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は交通費の実費が必要となります。

5 サービス内容に関する苦情等相談窓口

ひろき訪問看護ステーション	相談員(責任者) 対応時間 電話番号	小島　麻衣子 ８：３０　～　１７：３０ ０４６６－５５－３８１０

○公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

神奈川県国民健康保険団体 連合会（国保連）	所在地 電話番号 ＦＡＸ	神奈川県横浜市西区楠町２７－１ ０４５－３２９－３４４７ ０５７０－０３３１１０

6 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先（家族等）へ連絡をします。

主治医	病院名 及 び 所在地	
	氏名	
	電話番号	

緊急時連絡先（家族等）	氏名（続柄）	（　　）
	住所	
	電話番号	

7 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに、ご家族に連絡をします。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所のサービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。ただし、事業者に故意・過失がない場合はこの限りではありません。

8　虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。　担当者：　管理者　小島　麻衣子

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、事業者または介護者（現に介護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

9　身体的拘束等について

事業者は、利用者本人または他人の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束」という）を行いません。

事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、本人またはその家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載します。

10　身分証携行義務

事業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者またはその家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11　衛生管理等

(1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

(3) 事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

② 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③ 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

12　業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早朝の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。